

3 / 2 4 (月) の行事

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時 3月21日(金) 10時00分

発表項目 (行事名)	令和6年度(2024年度)第2回富良野保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>地域の在宅医療を推進するため、例年開催している富良野保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会について、今年度第2回目の会議を次のとおり開催します。</p> <p>1 日時 令和7年(2025年)3月24日(月) 18:00~19:30</p> <p>2 場所 富良野保健所会議室</p> <p>3 出席者(予定)</p> <p>(委員所属団体)</p> <p>医療機関、薬局、訪問看護ステーション、社会福祉協議会、介護老人福祉施設、富良野市、中富良野町 11名</p> <p>(事務局)</p> <p>道: 富良野地域保健室次長、企画総務課長 ほか</p> <p>4 主な議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道医療計画富良野地域推進方針」について ・「在宅医療において積極的役割を担う医療機関等」について 		
参考	「富良野保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱」及び「富良野保健医療福祉圏域連携推進会議専門部会運営要領」は、別添のとおりです。		
報道(取材)に当たってのお願い	当日、公表資料について、会場で配布します。		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当 (連絡先)	北海道上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室(富良野保健所) 企画総務課(担当者: 企画総務課長 鎌田 淳) TEL ダイヤルイン 0167-23-3161		

富良野保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、富良野保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

(組 織)

第3条 連携推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから上川総合振興局長が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益者
 - (2) 保健医療福祉サービスの提供者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他必要と認められる者
- 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 連携推進会議に委員の互選により、会長を置く。
- 4 連携推進会議に副会長1名を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第5条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門部会委員をもって組織する。

(事務局)

第6条 事務局は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室企画総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月14日から施行する。ただし、現に委員にある者の取扱いについては、特段の事情がある場合を除き、なお従前の例による。
- 2 前項ただし書きの場合において、「座長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

富良野保健医療福祉圏域連携推進会議専門部会運営要領

第1 目的

この要領は、富良野保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する専門部会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 専門部会の種別

連携推進会議に置く専門部会及びその所掌事項は、次のとおりとする。

専門部会名	所掌事項
救急医療専門部会	・救急医療の提供体制等に関すること
在宅医療専門部会	・在宅医療の提供体制等に関すること
難病対策専門部会	・難病患者及び小児慢性疾患児童等に係る地域課題の解決や地域支援ネットワークの構築等に関すること

第3 専門部会の構成

富良野保健医療福祉圏域連携推進会議委員又は専門部会が必要と認める者。

第4 部会長

部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、連携推進会議で決定した者をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総理する。

第5 会議

会議は、必要の都度、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第6 庶務

専門部会の庶務は、上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室企画総務課及び健康推進課において処理する。

第7 その他

在宅医療提供体制強化事業による多職種連携協議会運営事業に基づき、地域の在宅医療提供体制構築等を目的として設置する富良野圏域在宅医療多職種連携協議会について、目的を同じくすることから、在宅医療専門部会と同じ位置付けとして運営を行う。

- 2 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年 7月16日から施行する。